

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

なし

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護に関する事務	
②事務の概要	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱うものとします。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑩公金受取口座情報を利用した生活保護費の支給 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、医療保険者向け中間サーバー等	
2. 特定個人情報ファイル名		
被保護者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号及び別表 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供ができる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会ができる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43,161,162の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民福祉部生活福祉課	
②所属長の役職名	生活福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部行政総務課情報公開・法制係 TEL046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目16番1号 厚木市市民福祉部生活福祉課 TEL046-225-2211
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合は、住基ネットを使用した照会を行い、4情報が完全一致している場合のみ、複数人での確認を徹底した上で、マイナンバーを取得している。 また、申請書にマイナンバーが記入されていた場合は、鍵付きのキャビネットに格納し、紛失防止に努めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	IDとパスワード、顔認証の多要素認証を導入しているPCを使用しており、生活保護システムへのアクセスも、別途IDとパスワードを必要としている。また、定期的にアクセスログを分析を行い、不正アクセスがないことを確認している。	

変更箇所

[illegible]